

わが家のワークとライフの夢とルール

(目的)

第1条

(経営方針)

第2条

(経営の役割分担)

第3条 役割分担は次のとおりとする

- 1) 生産活動
作目名 () : 主担当 ()、副担当 ()
作目名 () : 主担当 ()、副担当 ()
作目名 () : 主担当 ()、副担当 ()
作目名 () : 主担当 ()、副担当 ()
加工 () : 主担当 ()、副担当 ()
- 2) 出荷・調整 : 主担当 ()、副担当 ()
- 3) 記帳・経営簿記・青色申告 : 担当 ()

(収益分配)

第4条 農業経営から生じた収益については、家族の話し合いにより次の通り定める (例)

- 1) 報酬の種類 : () (例) 月給制とする
- 2) 支払い期日 : () (例) 月末
- 3) 支払い方法 : () (例) 口座振り込み
- 4) 特別手当 : ()
(例) 原則として年2回とするが経営状況により変更することがある
- 5) 金額 : ()
(例) 各自毎に〇〇円、〇〇円……

(労働条件)

第5条

- 1) (例) 一日の労働時間は、8時間を原則とし、農作業の繁閑により延長または短縮することができる。
- 2) (例) 休日は週一回 (日曜日) とするが、必要に応じて変更できる。

(家事の役割分担)

第6条 (例) 役割分担は次のとおりとする。体調などによりできない場合は、柔軟に補い合うこと。家事・育児も家族農業経営にとって必要不可欠な時間として認めようこと。

- 1) 食事づくり：主担当 ()、副担当 ()
- 2) 掃除・洗濯：主担当 ()、副担当 ()
- 3) 育 児：主担当 ()、副担当 ()
- 4) 介 護：主担当 ()、副担当 ()
- 5) 住まい方：主担当 ()、副担当 ()

(研修への参加)

第7条

(健康診断)

第8条

(経営移譲)

第9条

(その他必要な事項)

第10条

年 月 日

協定者

()
()
()
()

立会人

()
()